

特定技能制度における

定期届出のルールが 大幅に変更されています！



■ 主な変更点

- 添付が不要となった書類
 - ・ 特定技能外国人の**賃金台帳の写し**、比較対象とした日本人労働者の**賃金台帳の写し**
 - 添付が新たに必要となった主な書類（特定技能所属機関が「一定の基準」（※）を満たさない場合）
 - ・ **労働保険や社会保険に係る資料、納税証明書** など
- ※ 「一定の基準」については、以下URLで掲示されている「定期届出作成要領」や「提出資料一覧表」を御参照ください。
- **定期届出が提出されていない場合、特定技能外国人の受入れは原則認められません！**

▶ 定期届出の作成の仕方の詳細については、「定期届出」作成要領をチェック！
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001454514.pdf>

▶ 定期届出に関するその他の情報については以下を御参照ください。
https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency